

泉佐野市社会福祉協議会行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 8月 1日～ 令和12年 7月 31日まで

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和7年8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
各部署において取得が少ない職員に対して、年次有給休暇の取得を促す。

目標2：若年者の社協への安定就労を推進するため、市町村社協オープンカンパニーにより就業体験機会の提供を行う。

<対策>

- 令和7年8月～ 大阪府社会福祉協議会が行っている「市町村社協オープンカンパニー」にエントリーし、希望する若者に体験する機会を提供し、社協への就労を促す。